

新規学校卒業者(令和8年3月)を採用予定の

求人者のために

令和7年3月

福井労働局
ハローワーク(公共職業安定所)

はじめに

少子・高齢化が急速に進展する中で、産業・経済の活力を維持するためには新規学校卒業者を中心とした若年労働力を確保することが重要な課題となっております。

このことから、新しい事業の展開や発展を目指す企業にとっては、新規学校卒業者を積極的かつ安定的に確保することが必要不可欠であり、長期的展望を踏まえた的確な採用計画の樹立と適正な募集・採用活動を行うことは重要な事項であると言えます。

各企業におかれましては、既に新規学校卒業者の募集の準備に取りかかられていることと存じますが、生徒・学生は心身の成長期にあるとともに、『就職』という人生の最も大切なスタートに立っていることを十分ご認識いただき、的確な採用計画に基づく正しい求人手続とルールに従った募集活動を行っていただきますようお願いいたします。

また、採用・選考に際しましても、応募者の持つ適性と能力がその職務に適合するかどうかなど総合的に評価するという観点にたって、基本的人権尊重の精神を根底にすえた公正・公平な採用選考を実施していただきますようお願いいたします。

本冊子は、新規学校卒業者の募集・採用にあたって、是非ご承知いただきたい事項や雇用管理の基本的事項の一部をとりまとめたものです。ご活用いただければ幸いに存じます。

令和7年3月

福 井 労 働 局
ハローワーク（公共職業安定所）

令和8年3月 新規学校卒業予定者の求人申込み・選考開始期日等一覧表

学歴別	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
中学校			6月1日 求人受理開始									
				7月1日 求人票の返戻開始 求人連絡開始								
										12月1日 推薦・選考開始		
高等学校			6月1日 求人受理開始									
				7月1日 求人票の返戻開始 学校への求人票の提示、求人要項の送付、求人情報提供のための学校訪問開始 求人連絡開始								
大学等	2月1日 求人受理開始											
	3月1日 広報活動開始											
			6月1日 採用選考活動開始									
右記の日程を原則とする (大学側の申合せ) 大学、短期大学及び 高等専門学校卒業予 定者に係る就職につ いて (関係省庁による 経済団体への要請) 卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に関す る要請について												
										10月1日 正式内定開始		

※求人依頼文書の発送、求人票の受理及び公示の時期は、各大学等の自主的判断とする。

※卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業が実施する採用選考のための「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わない。

※平成30年10月9日、日本経済団体連合会から、2020年度以降の卒業・修了予定者については「採用選考に関する指針」を策定しない方針が示されました。これを受け、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が参画する関係省庁連絡会議において、新規大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方を取りまとめ、関係省庁の長から経済団体の長あて就職・採用活動日程に関する要請を行うことが決定されました。

令和8年3月 新規学校卒業予定者の求人取扱等一覧表

		中 学 校	高 等 学 校	大学・短大・高専・専修
求 人 申 込 ・ 連 絡 等	使 用 す る 求 人 申 込 書	中 卒 用 求 人 票	求 人 申 込 書 (高 卒)	求 人 申 込 書 (大 卒 等)
			ハローワークインターネットサービスから仮登録が可能 (6月1日より仮登録可能) P65、66 参照	ハローワークインターネットサービスから仮登録が可能 (2月1日より仮登録可能) P33、34 参照
	求人申込み開始期日	6月1日以降	6月1日以降	2月1日以降
	求人票の返戻	7月1日以降	7月1日以降	2月1日以降 (公開は4月1日以降)
	申 込 先	求人事業所管轄安定所	同 左	同左および学校
他 地 域 へ の 求 人 連 絡	7月1日以降、 安定所が連絡する	7月1日以降、求 人者が学校及び学校管 轄安定所へ送付する	求人者が送付する	
紹 介 ・ 推 薦	12月1日以降、 安定所が紹介する	9月5日以降、(到着日) 学校が推薦紹介する	原則として6月1日以降、 学校が推薦紹介する	
応 募 書 類	全国統一中学校職業相談票(乙)	全国高等学校統一応募用紙	各大学等の所定の様式	
採用選考開始期日	12月1日以降	9月16日以降		
採用内定開始期日	12月1日以降	9月16日以降	10月1日以降	
求 人 要 項	7月1日以降、 安定所に提出	7月1日以降、 求人票(写)に添えて 学校へ送付	原則として2月1日以 降受理する(ただし、 職業安定機関における 公開は4月1日以降)	
学 校 訪 問	7月1日以降、 安定所に提出により	7月1日以降	卒業・修了前年度3月1 日より前は、学内及び 学外で企業が実施する 採用選考のための「企 業説明会」に対して会 場提供や協力を行わな い。	
文 書 募 集	禁 止	卒業前年の7月1日以降 条件付きで出来る		
家 庭 訪 問	禁 止	同 左	同 左	

※ハローワークインターネットサービス URL <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

目 次

I 秩序ある求人活動について

1. 新規学校卒業者に係る職業安定法上の職業紹介取扱い…………… 1
2. 求人申込みにあたって…………… 1
 1. 新規学校卒業者の採用に関する指針…………… 1
 2. 求人申込みにあたっての留意点…………… 5
 3. 求人活動のルール…………… 8
 4. 青少年の雇用の促進等に関する事業主指針について…………… 9
 5. 男女雇用機会均等法及び指針の内容（募集・採用）……………10

II 新規大学等卒業予定者の採用について

1. 採用・就職活動について……………17
2. 大学生等のインターンシップの取扱いについて……………32
3. 求人申込みの手続きについて……………33
4. 求人応募書類について……………57

III 新規高等学校卒業予定者の採用について

1. 採用・就職活動について……………61
2. 選考方法について……………62
3. 求人申込みの手続きについて……………65
4. 求人応募書類について……………84
5. 「令和8年3月新規高等学校卒業予定者の就職に係る申し合わせ事項」について ……89
6. 高校生の「応募前職場見学」に対する協力をお願い……………90

IV 新規中学校卒業予定者の採用について

1. 採用・就職活動について……………95
2. 選考方法について……………96
3. 求人票の記入について……………96
4. 求人応募書類について……………96

V 公正な採用選考について

1. 採用選考の基本的な考え方…………… 101
2. 採用方針について…………… 101
3. 面接について…………… 102
4. 福井県内高等学校卒業予定者の採用選考に係る調査の実施について … 102
5. 公正な採用選考のためのチェックポイント等について…………… 103
6. 公正採用選考人権啓発推進員制度について…………… 104

VI 労働基準法について

1. 法定労働条件（労働基準法）について…………… 105
 1. 労働条件の明示（第15条）…………… 105
 2. 賃金の支払い（第24条）…………… 106
 3. 労働時間（第32条）…………… 106
 4. 休憩（第34条）…………… 106
 5. 休日（第35条）…………… 107
 6. 時間外及び休日の労働（第36条）…………… 107
 7. 時間外、休日及び深夜の割増賃金（第37条）…………… 108
 8. 年次有給休暇（第39条）…………… 108
 9. 就業規則の作成・届出・変更の義務（第89条、第90条、第92条） … 109
 10. 法令等の周知（第106条）…………… 109
2. 最低賃金額の遵守について…………… 110
3. 変形労働時間制について…………… 110
4. 年少者の保護について…………… 116

VII 参考資料

- 新規学卒者初任給情報……………121
- 県内高校・専修・高専・短大・大学等名簿……………122
- 「求人者マイページ」のご案内……………126
- 「求人申込書（大卒等・高卒）」の「青少年雇用情報欄」について……………128
- 「ユースエール認定制度」について……………130

